

各県立学校長 様
各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

「公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて」の一部改正について（通知）

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）及び職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の改正に伴い、「公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて」（平成19年3月12日18高教職第1315号）について改正しましたので、適切にお取扱ください。

各市町村（学校組合）教育長にあっては、管内の学校に対しても周知していただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正点

高知県立高知国際中学校夜間学級が新たに開設されることに伴い、夜間の授業の特殊性等を考慮し、県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当）を新設する。

2 改正内容

別添「新旧対照表」（別紙1～4）のとおり

- | | | |
|---|-----|------------------------------|
| { | 別紙1 | 公立学校職員の給与に関する条例 |
| | 別紙2 | 職員の給与の支給等に関する規則 |
| | 別紙3 | 公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて（教育長通知） |
| | 別紙4 | 公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて（質疑応答集） |

担当

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

【県立学校文書分類番号 02-05-0001】

公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて

平成 19 年 3 月 12 日 18 高教職第 1315 号

教育長通知

改正 平成 27 年 8 月 31 日 27 高教福第 411 号教育長通知

改正 平成 28 年 5 月 2 日 28 高教福第 162 号教育長通知

改正 平成 31 年 3 月 28 日 30 高教福第 1453 号教育長通知

改正 令和 3 年 3 月 31 日 2 高教福第 1761 号教育長通知

公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 37 号。以下「給与条例」という。）第 16 条に掲げる特殊勤務手当については、職員の給与の支給等に関する規則（昭和 31 年人事委員会規則第 3 号。以下「支給規則」という。）及び特殊勤務手当の運用について（平成 9 年 12 月 19 日付け 9 高人委第 194 号人事委員会委員長通知。以下「運用通知」という。）によるもののほか、平成 19 年 4 月 1 日以降は、下記事項に留意のうえ、取扱いをお願いいたします。

なお、この通知の施行に伴い、教員特殊業務手当の運用について（昭和 48 年 2 月 16 日付け通知 47 義第 860 号）、教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当の取扱いについて（昭和 53 年 3 月 29 日付け通知 52 義第 772 号）、教員特殊業務（いわゆる部活動）手当にかかる指導教員数について（昭和 53 年 5 月 23 日付け通知 53 義第 162 号）及び対外運動競技等における引率人員の基準について（平成 6 年 1 月 18 日付け通知 5 教義第 1053 号）は廃止します。

各市町村（学校組合）教育委員会にあっては、管内の学校に対しても周知してください。

記

1 多学年学級担当手当の取扱いについて（給与条例第 16 条第 2 項の表第 1 号及び支給規則第 7 条別表第 2 の 1 関係）

（1）課業期間中における取扱い

出勤し授業又は指導を行った日及び命令を受け出張をした場合（引き続く 15 日を超える出張の場合を除く。）において支給できるものであること。

（2）長期休業期間中における取扱い

学校登校日及び臨海学校等（学校が計画し、かつ実施したものに限る。）において、授業又は指導に従事した場合にのみ支給できるものであること。

（3）手当の請求方法等

別紙様式 1「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において授業又は指導に従事した日数を確認のうえ、月例報告を行うこと（月例報告は、高知県給与支給事務集中処理規則第 6 条の規定に基づき行うこと。以下同じ。）。

2 教員特殊業務手当の取扱いについて（給与条例第 16 条第 2 項の表第 4 号及び支給規則第 7 条別表第 2 の 4 関係）

- (1) 運用通知別表第 2 関係 2 (6) に規定する「任命権者が定めたもの」（以下「対外運動競技等」という。）とは、下記に掲げる団体等が主催又は共催するものであり、その運動競技等への参加が学校教育活動として、あらかじめ学校内で計画されたものとする。

ただし、下記団体等が主催又は共催するものであっても、総会や指導者養成のための講習会等への出席はこの手当の支給対象とならないので注意すること。

疑義が生じる場合にはその都度事前に、教職員・福利課に協議すること。また、学校にあっては後に規定する「教員特殊業務整理簿」、総務事務集中化システムによる月締処理を行う所属にあっては総務事務集中化システムから出力される「特殊勤務実績簿」とともに、開催要項の写しを保管しておくこと。

[任命権者が定めた団体]

高知県教育委員会	高知縣市町村教育委員会連合会
市町村（学校組合）教育委員会	郡市町村（学校組合）教育委員会連絡協議会
高知県小学校体育連盟	四国地区ろう学校体育連盟
高知県中学校体育連盟	定時制通信制高等学校体育連盟
高知県高等学校体育連盟	高知県高校野球連盟
高知県教育文化祭運営協議会	高知県高等学校文化連盟

体育的行事に関しては、高知県中学校体育連盟及び高知県高等学校体育連盟が発行する大会一欄表に定める運動競技等（一覧表にない高知県体育連盟支部大会も含む。）については、支給対象とすることができるものとする。

また、平成 14 年 4 月 1 日付け 13 高体保第 359 号『「高知県児童・生徒の運動競技の基準」の廃止に伴う新たな児童・生徒の運動競技の取扱いについて』の通知を参考とすること。

- (2) 運用通知別表第 2 関係 2 (15) に規定する「任命権者が定めた基準」とは、以下に掲げるものとする。

ア 対外運動競技等にかかる引率人員の基準について

(ア) 小学校（義務教育学校前期課程を含む）

1 校 1 名とする。（ただし、出場者が 20 名以上の場合は 2 名以内とする。）

(イ) 中学校（義務教育学校後期課程を含む）及び高等学校

1 種目 1 校 1 名とする。（ただし、男女別会場別に出場する場合はそれぞれ 1 名を加えることができるものとする。）

(ウ) 特別支援学校

修学旅行業務の引率人員基準に準ずる人員以内とする。

イ 引率人員については、学校教育活動として行う対外運動競技等への参加に際し、その人員でないと大会運営上支障をきたすなど、真に必要であると学校長が認める場合にあっては、上記アに示した引率基準にかかわらず、現に当該業務に従事する人員によることができるものとする。

なお、上記アに示す引率人員の基準人数の3倍以上の人数で引率業務に従事した場合においては、別紙様式2「対外運動競技等における引率人員について（報告）」を作成のうえ、教職員・福利課まで報告を行うこと。

(3) 支給規則別表第2の4表(5)に規定する「正規的教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動で任命権者が定めたもの」とは、各市町村（学校組合）立の小学校、中学校及び特別支援学校の管理運営に関する規則で教育委員会に提出することとされている学校要覧（県立学校にあっては、高知県立学校の管理運営に関する規則第2条に規定するもの）に記載されている部活動をいうものであること。

(4) 部活動の指導教員数の基準について

部活動の指導に対する手当（以下「部活動指導手当」という。）の支給を受ける指導教員数の基準については、次のとおりとする。

ア 原則1部1名を基準とする。

ただし、男女別のある部については、1名を加えることができるものとする。

イ 各学校の部活動の活動状況から、2名以上が必要と学校長が認める場合においては、上記アにかかわらず、2名以上とすることができるものとする。

(5) 従事した時間等の基準について

ア 「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県文化部活動ガイドライン」（併せて、以下「ガイドライン」という。）の適用対象となる活動は原則として3時間程度（高等学校等においては、高知県立学校に係る活動の方針に基づき延長が認められた活動時間に読み替えた時間）までとすること。

イ 次に掲げるものについては、児童又は生徒に対する指導業務に従事した時間（以下「従事時間」という。）に含めて、部活動指導手当を支給することができること。

ただし、部活動の指導教員の従事時間は、ガイドラインの趣旨を踏まえ、4時間未満とするよう努めること。

(ア) 部活動が行われている途中又は部活動の前後において、道具準備、環境整備等のために児童又は生徒の管理、監督を行った時間

(イ) 部活動が行われている途中において、休憩、昼食等のため一時的に練習等が中断した時間があっても、指導業務が事実上引き続いていると認められる場合の、当該中断した時間

(ウ) 練習試合等のため児童又は生徒が学校に集合し、試合等の終了後帰校して解散したような場合においては、出発から試合等の開始までの時間及び試合等の終了後解散までの時間

また、雨天のため練習試合等が中断、順延となり、会場等で待機した場合における当該待機の時間も含めて取扱って差し支えないこと。

ウ 「正規の勤務時間以外の時間等」には、休日における正規の勤務時間が割り振られている時間を含むが、夏季休業の期間その他で単に児童又は生徒に対する授業等を休業している日における正規の勤務時間が割り振られている時間までを含むものではないこと。

(6) 手当の請求方法等

支給規則第7条別表第2の4の規定による特殊勤務に従事し、手当を請求する場合には、別紙様式3「教員特殊業務整理簿」に記載するとともに、その日数等を確認のうえ、月例報告を行うこと。総務事務集中化システムを使用する職員の月例報告は総務事務集中化システムによる月締処理により行うこと。

なお、中高一貫教育校の部活動指導など他所属職員が業務を行う場合は、従前どおり、別紙様式3「教員特殊業務整理簿」に記載を行い、給与システムによる月例報告を行うこと。

3 教育業務連絡指導手当の取扱いについて（給与条例第16条第2項の表第5号及び支給規則第7条別表第2の5（1）関係）

（1）支給規則第7条別表第2の5の（1）の表備考欄に規定する「任命権者が定める基準」とは次の表に掲げるものとする。

区分		名称	手当が支給されないもの
小学校		教務主任	6 学級未満の学校に置かれるもの
		研究主任	6 学級未満の学校に置かれるもの
		学年主任	3 学級未満の学年に置かれるもの
		人権教育主任	6 学級未満の学校に置かれるもの
		分校主任	
中学校		教務主任	3 学級未満の学校に置かれるもの
		生徒指導主事	3 学級未満の学校に置かれるもの
		学年主任	3 学級未満の学年に置かれるもの
		研究主任	6 学級未満の学校に置かれるもの
		人権教育主任	6 学級未満の学校に置かれるもの
義務教育	前期課程	教務主任	6 学級未満の学校に置かれるもの
		研究主任	6 学級未満の学校に置かれるもの
		学年主任	3 学級未満の学年に置かれるもの
		人権教育主任	6 学級未満の学校に置かれるもの

学 校	後 期 課 程	分校主任	
		教務主任	3 学級未満の学校に置かれるもの
		生徒指導主事	3 学級未満の学校に置かれるもの
		学年主任	3 学級未満の学年に置かれるもの
		研究主任	6 学級未満の学校に置かれるもの
		人権教育主任	6 学級未満の学校に置かれるもの
高 等 学 校		教務主任	
		人権教育主任	6 学級未満の学校に置かれるもの
		学年主任	3 学級未満の学年に置かれるもの
		生徒指導主事	3 学級未満の学校に置かれるもの
		進路指導主事	3 学級未満の学校に置かれるもの
		学科主任	3 学級未満の学校に置かれるもの
		総務主任	3 学級未満の学校に置かれるもの
		農場長	3 学級未満の学校に置かれるもの
特 別 支 援 学 校		教務主任	
		学年主任	3 学級未満の学年に置かれるもの
		生徒指導主事	3 学級未満の学校に置かれるもの
		進路指導主事	3 学級未満の学校に置かれるもの 中学部に置かれるもの
		学科主任	3 学級未満の学校に置かれるもの
		寮務主任	3 学級未満の学校に置かれるもの
		研究主任	6 学級未満の学校に置かれるもの
		人権教育主任	6 学級未満の学校に置かれるもの

注 学級数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第5条」に基づく学級数をいう。

(2) 支給の要件

ア 手当支給の対象となる主任等の職務を担当する教諭（以下「手当支給主任である教諭」という。）が、その所属する学校に登校し現に勤務した日については、その教諭は当該業務に従事したものとみなして手当を支給して差し支えないこと。

（その勤務が宿直勤務である場合を除く。）

イ 長期休業等児童又は生徒に対する授業等を休業している期間に登校し勤務した日、又は週休日、休日等に特に勤務を命ぜられて勤務した日についても手当を支給して差し支えないこと。（その勤務が宿日直勤務である場合を除く。）

ウ 手当支給主任である教諭が、その所属する学校に勤務しない場合であっても、次の場合は手当を支給して差し支えないこと。

- (ア) あらかじめ校長等の指示を受け、関係公署との連絡その他公務上の必要により
終日校外で勤務する場合
- (イ) 研修等の受講を命じられ、当該命令に基づき特定の研修施設等で受講する場合
- (ウ) 命令に基づき出張している場合（その出張が修学旅行を除く外国出張、国内留学等特別のものである場合を除く。）は支給できるが、出張期間中の休日、週休日については、「教員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規定」に基づいて時間外勤務を命じた場合を除いて支給できないこと。
- エ 手当支給主任である教諭が、年次有給休暇その他の休暇等を承認され、その日の勤務時間の一部を勤務しなかった場合においても、その日の勤務に対して手当を支給できること。
- オ 手当支給主任である教諭が、他の手当支給主任を兼ねている場合は、いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ手当を支給すること。
義務教育学校において、前期課程・後期課程に同じ名称の主任を1名が兼ねている場合も、いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ手当を支給すること。
- カ 手当支給主任である教諭が、教育公務員特例法第22条第2項の規定に基づき、所属長の承認を受けて行う研修のため登校しない場合は、その日は手当を支給することができないこと。
- (3) 手当の支給等に関する取扱い
別紙様式1「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において職務に従事した日数を出勤簿等で確認のうえ、月例報告を行うこと。

4 特別支援学校部主事手当の取扱いについて（給与条例第16条第2項の表第5号及び支給規則第7条別表第2の5（2）関係）

支給の要件及び手当の支給等に関する取扱い

手当の支給対象となる部主事の職務を担当する教諭については、上記3の（2）及び（3）の規定を準用するものとする。

5 夜間学級教育手当の取扱いについて（給与条例第16条第2項の表第6号及び支給規則第7条別表第2の6関係）

（1）課業期間中における取扱い

出勤し夜間学級に在籍する生徒に対して行う授業又は教育に関する業務に従事した場合及び命令を受け夜間学級の教育又は運営に関する会議等に出席した場合（出張を伴う場合は移動時間を含む。）において支給できるものであること。

（2）長期休業期間中における取扱い

生徒が登校していない場合でも、夜間学級の教育に関する業務及び管理運営業務は継続するため、課業期間中と同様に取り扱うものであること。

(3) 担当業務時間数の2分の1とは、勤務時間が7時間45分の職員については、4時間程度とすること。

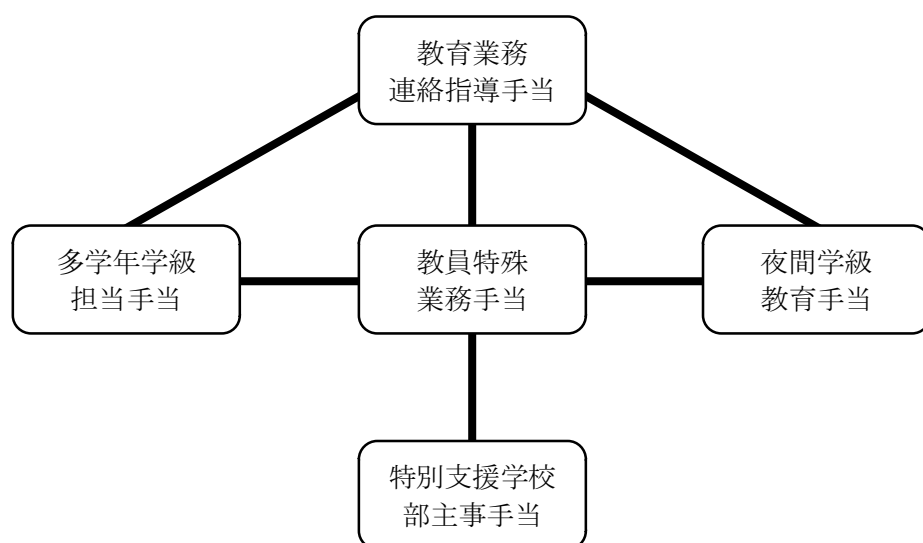
なお、年次有給休暇その他の休暇等を承認され、その日の勤務時間の一部を勤務しなかった場合においても、その日の勤務時間のうち対象業務時間が2分の1以上であれば手当を支給できること。

(4) 手当の請求方法等

支給規則第7条別表第2の6の規定による特殊勤務に従事し、手当を請求する場合には、別紙様式1「特殊勤務実績簿」(その他の手当欄)に記載するとともに、その日数等を確認のうえ、月例報告を行うこと。総務事務集中化システムを使用する職員の月例報告は総務事務集中化システムによる月締処理により行うこと。

6 特殊勤務手当の併給について

教育職員の特殊勤務手当の併給については、支給規則第7条第3項の規定にかかわらず、下図に示す併給が可能であること。



注： ——— は併給があることを示す。

7 その他の特殊勤務手当の請求方法等

この通知の1から4に規定する特殊勤務手当以外の手当については、別紙様式1「特殊勤務実績簿」に記載するとともに、当該月において職務に従事した日数を確認のうえ、月例報告を行うこと。

月例報告のシステム入力については、入力欄、日数等に誤りのないよう慎重に行うこと。

8 質疑応答集について

特殊勤務手当質疑応答集については手当運用の参考とすること。

9 施行日

この通知は平成 19 年 4 月 1 日から、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 3 年高知県条例第 19 号）の施行に伴う 5 の追加は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(部活動指導手当)

問1 「学校の管理下において行われる部活動」とはどのようなものか？

(答) 学校における教育活動の一部として行われる部活動のことをいい、学校における教育活動とは関係なく市町村、地域教育団体等の責任において実施される社会教育活動等として実施される部活動は含まない。

【参考】「高知県運動部活動ガイドライン」Q & A

4 適切な休養日等の設定

Q1. 休業日の部活動は、どのようなものが該当するか？

A. 「学校の管理下において行われる部活動」であり、具体的には次に掲げる活動等である。

ア 通常に学校内で行うもの（近隣施設での活動、準備運動・整理運動等を含む。）

イ 特設に学校外で行うもの

- ・ 遠征、合宿、練習試合等（地域行事を含む。）
- ・ 合同チーム（部活動として認められるものに限る。）で行うもの
- ・ 対外運動競技等に該当しない競技大会

ウ 対外運動競技等

※Q & Aは文化部活動においても準用する。

問2 「児童又は生徒に対する指導業務」とはどういうことか？

(答) あらかじめその部活動の指導を担当することとされている教員が、当該担当にかかる部活動において児童又は生徒を直接指導する業務をいう。したがって、特定の教員が特定の部の指導にあたることが校務分掌上明らかであることが必要である。

問3 部活動が「高知県運動部活動ガイドライン」又は「高知県文化部活動ガイドライン」を踏まえた活動計画の時間を超えて実施された場合、部活動指導手当を支給できるか？

(答) 部活動指導手当は、計画的に実施された部活動の指導業務にかかった時間に応じて支給される。しかし、やむを得ない事情により、計画された時間を超えて指導業務に従事した場合で、学校長が必要と認めるときは、実績に応じて手当を支給できる。

なお、必要と認められない場合は、計画された時間が手当支給の対象となる。

※学校長は承認にあたって、「運動部活動ガイドライン」等の趣旨や教員の負担軽減の観点を中心に踏まえるとともに、同ガイドラインQ & Aを参照すること。

【参考】「高知県運動部活動ガイドライン」Q & A

4 適切な休養日等の設定

Q 2. 高知県運動部活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に示された1日の活動時間は、すべての活動に適用されるか？

A. 活動時間は、通常、学校内で行うものを想定しており、時間については、授業日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

一方、休業日に「特設に学校外で行うもの」については、年間計画に基づき学校長の承認を得た場合に限り、ガイドラインに示した活動時間を超えて実施することができる。

Q 3. 休業日に「特設に学校外で行うもの」は、1日当たりの活動時間をどの程度まで超えて実施することができるか？

A. 学校長は、指導日数や指導内容、生徒の健康状態や安全面の確保を踏まえて、年間計画に基づき生徒の活動時間を設定する必要がある、できる限り3時間程度に抑制するよう努め、週当たりの活動時間における上限^{※1}を考慮して、実施する。

※1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

Q 4. 休業日の「特設に学校外で行うもの」は、日数に制限があるか？

A. 休業日の「特設に学校外で行うもの」については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう生徒の実態を踏まえたうえで、年間の活動計画に適切に設定して、実施する。

※Q & Aは文化部活動においても準用する。

問4 駅伝大会への参加のため、臨時的に編成した部の指導に従事した場合、部活動指導手当を支給できるか？

（答）部活動は、年間を通じ計画的に実施されるものであり、臨時的に編成された部に係る指導業務は、手当支給の対象とならない。

問5 外部指導者を招いて技術的な指導を行っている部活動は手当の対象になるか？

（答）部活動の指導を担当することとされている教員が、その際に管理、監督して行っている部活動の指導業務であれば、手当対象となる。

ただし、部活動指導員が管理、監督を行うことが可能な場合は、その指導等全般を部活動指導員に一任することが望ましい。

問6 生徒を引率して試合の観戦に行った場合、手当を支給してよいか？

(答) 部本来の目的のための活動やトレーニングとして実施されるもので、部活動の一環として実施されたものであることが明らかである場合は、部活動の指導業務を行ったものとして手当を支給できる。

問7 「部活動」の指導業務には、対外運動競技等の指導業務も含まれるか？

(答) 「部活動」の指導業務の手当支給対象となる指導業務には、部活動の一部として行われる対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務を含むものとしている。
したがって、部活動としての対外運動競技等が勤務を要しない日等に行われ、指導業務に従事した時間が2時間以上であるが8時間程度に及ばない場合は、「部活動」の指導業務として手当を支給できる。

(対外運動競技等)

問8 「対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務」は競技会等の開始から終了までの業務に限られるか？
また、運動競技等が雨天順延となり、宿舎で待機した場合、当該待機も指導業務に含めてよいか？

(答) 設問の場合、例えば学校に集合して出発し競技等の終了後帰校してから解散したような場合には、出発から解散までの間における業務を含み、また、雨天順延のため宿舎で待機した場合も含まれる。なお、この扱いは「学校の管理下において行われる部活動」の場合に行う指導業務についても同様である。

問9 対外運動競技等から帰校後、練習等を行って解散した場合は、練習等の時間も含めてよいか？

(答) 対外運動競技等の指導業務（8時間程度）に含まれる従事時間は問8のとおりであるが、帰校後に行われた通常の部活動指導業務と判断される時間は除くものとする。

問10 対外運動競技に、児童生徒引率教員とは別に審判員として参加した教員には手当が支給できないか？

(答) 当該手当は、生徒を引率して行う指導業務に対して支給されるものであるため、手当は支給できない。

問11 自校が対外運動競技会の会場となった場合、引率指導業務の手当は支給できるか？

(答) 自校の児童生徒が大会に参加し、8時間程度業務に従事していれば支給対象として取り扱ってよい。

その場合、他校等で開催された大会に引率する場合の教員数と均衡がとれていることや役員等で大会に携わった教員は支給対象に含めてはならないこと等に留意する必要がある。

問12 任命権者が定めた対外運動競技等は、国若しくは地方公共団体の開催するもの又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催するものであるが、後援する場合も手当対象となるか？

(答) 後援という形態の場合は、手当の支給対象となる対外運動競技等に該当しない。

※大会名称が昨年と同じであっても開催要項等で確認を行い、写しを保管しておくこと。

問13 任命権者が定めた学校体育団体又は教育研究団体の開催する児童生徒が対象の講習会へ児童生徒を引率する場合は、対外運動競技等における指導業務の手当の対象となるか？

(答) 講習会への引率は、対外運動競技等における指導業務に該当しない。なお、部活動の一環として実施されたものであることが明らかであり、かつ、従事した時間が2時間以上である場合は部活動の指導業務を行ったものとして手当を支給できる。

問14 市教育委員会が主催する弁論大会に視聴者として参加する自校の生徒を引率した場合、当該業務に該当するか？

(答) 当該参加が学校教育活動として実施される場合は該当する。

問15 全国高等学校体育連盟主催の運動競技会に応援団として参加する生徒を引率した場合、当該業務に該当するか？

(答) 当該参加が学校教育活動として実施される場合は該当する。

問16 対外運動競技会に参加するため、宿泊を伴い生徒を引率した。1日めは開会式、2日め以降に試合が行われた場合、開会式を含め手当を支給してよいか？

(答) 引率指導業務が8時間程度行われている場合は、開会式のみ参加した日も支給対象となる。

(修学旅行、林間・臨海学校)

問17 「修学旅行、林間・臨海学校等」 については、学校が計画し、実施されるものであればクラス単位又は参加が任意のものであっても該当するか。

(答) これらの行事が教育活動の一環として学校が計画し実施するものであれば、その行事の規模に関係なく、クラス単位であっても、また、任意の形態のものであっても該当する。ただし、部活動とみられるものは、これに該当しない。

問18 自校の施設を利用して宿泊学習等を実施する場合であっても該当するか。

(答) 校内で実施されるものは原則として該当しない。ただし校外で実施される林間学校等と同様の形態で実施されるものであれば例外的に該当すると扱っており、平素と異なった環境のもと（いわゆる学校外）でオリエンテーリングなどを実施し、宿泊場所が会場の都合から学校となった場合等がその例としてあげられる。

(児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務)

問19 登下校時の児童が交通事故にあい、その救急に当たった場合の業務は該当するか。
また、日曜日に自宅付近で自校の児童の交通事故に遭遇し、その旨を校長に連絡し救急業務に従事した場合かどうか？

(答) 当該教員が公務として行った場合は該当する。

問20 授業中生徒が負傷し、応急処置を施した後病院に同行し、引き続いて当該生徒に付き添った場合、その付き添いは救急業務に該当するか？

(答) 校長の指示により、保護者に引き渡すまでの時間の付き添いを行った等、学校の管理下で行われた児童生徒に対する救急の業務である場合は該当する。

ただし、入院をさせた後の付き添いは、特に医師の指示等がない場合など、緊急性がないと思われる場合は、救急業務に当たらないと判断されるので、その場合の状況等により校長の指示に従うこと。

(その他)

問21 修学旅行における児童生徒の引率指導業務に従事中、児童生徒が負傷したため、その救急業務に従事した場合のように、同一の日に二以上の業務に従事した場合には、手当の支給はどうなるか？

(答) それらの業務のうち主として行った一の業務にかかる手当を支給する。

問22 従事時間は「日中 8 時間程度」とされているが、8 時間未満である場合は対象とらないか

(答) 従事時間が 7 時間 30 分以上あれば、対象としてよい。

(多学年学級担当手当)

問23 臨時休校および学年閉鎖の場合、手当支給の該当になるか？

(答) 勤務しておれば支給してよい。

問24 夏季休業中、全校児童対象に希望申込みを取り水泳指導を行った。当該手当の支給対象となる学年も指導したが、手当支給の該当になるか？

(答) あらかじめ計画された学級全体に係わる指導であれば支給対象となるが、希望者を募ったようなものであれば、対象とならない。

(教育業務連絡指導手当)

問25 在籍児童数1名の特別支援学級の児童が転出し、在籍児童がいなくなったため、当該学年の学級数が3→2に減ってしまった。学年主任手当は児童が在籍する日までの支給でよいか？

(答) お見込みのとおり。
教育業務連絡指導手当は学級数を基準に支給される日額手当である。

問26 手当支給対象主任を兼務している場合、倍額の手当を支給できるか？

(答) いずれか一方の主任に係る業務に対してのみ支給する。

問27 多学年学級担当の教務主任が、当該担当の6学年の修学旅行に従事した場合、それぞれの支給要件に該当すれば、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、特殊業務手当を併給できるか？

(答) 併給できる。

問28 2年生の通常の学級が2学級あり、2年生及び3年生の児童で構成される特別支援学級の担任が2年生の学年主任の場合、学年主任の手当は支給されるか？

(答) 支給されない。
複数の児童生徒で構成される特別支援学級については、学校の学級数としては1学級とカウントするが、学年の学級数としては、当該学年のいずれの学級数にもカウントしない。
なお、単一の学年の児童生徒で構成される特別支援学級については、学校の学級数としては1学級とカウントし、学年の学級数としても当該学年の学級数にカウントする。

(夜間学級教育手当)

問29 担当業務時間は「4時間程度」とされているが、4時間未満である場合は対象とされないか？

(答) 担当業務時間が3時間30分以上あれば、対象としてよい。

問30 夜間学級に在籍する生徒を対象とした学校行事等に参加した場合、手当支給の該当になる職員は？

(答) 当該学校行事等に参加する時間（準備等にかかる時間を含む。）が、担当業務時間数の2分の1以上の職員のうち、夜間学級を担当することが校務分掌上明らかである職員に支給する。

問31 夜間学級を別棟に開設する中学校の校長が、別棟の校舎には常時勤務しない場合、手当は支給されるか？

(答) 原則として、別棟の校舎で勤務していない場合には支給されない。
ただし、通常勤務する校舎において、夜間学級に関する業務に従事することが明らかである場合のみ支給できる。

問32 夜間学級を置く中学校に兼務発令を受けた教諭等が、夜間学級の授業又は教育に関する業務に従事した場合、手当は支給されるか？

(答) 夜間学級が設置されている校舎において、夜間学級に関する業務に従事する場合は支給される。

新

旧

対

新

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種	類	金	額
1 ～ 5	略	略	
6	県立の中学校において夜間に授業を行う学級に関する業務に従事した職員の特殊勤務手当（夜間学級教育手当）	1日当たり900円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額	
備考 略			

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

照

表

旧

旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（特殊勤務手当）

第16条 著しく困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

種	類	金	額
1 ～ 5	略	略	
備考 略			

3 前項に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給を受ける者の範囲その他手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

新 旧 対 照 表

新

旧

公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて（抜粋）

公立学校職員の特殊勤務手当の取扱いについて（抜粋）

1～4 略

1～4 略

5 夜間学級教育手当の取扱いについて（給与条例第 16 条第 2 項の表第 6 号及び支給規則第 7 条別表第 2 の 6 関係）（1）課業期間中における取扱い

出勤し夜間学級に在籍する生徒に対して行う授業又は教育に関する業務に従事した場合及び命令を受け夜間学級の教育又は運営に関する会議等に参加した場合（出張を伴う場合は移動時間を含む。）において支給できるものであること。

（2）長期休業期間中における取扱い

生徒が登校していない場合でも、夜間学級の教育に関する業務及び管理運営業務は継続するため、課業期間中と同様に取り扱うものであること。

（3）担当業務時間数の 2 分の 1 とは、勤務時間が 7 時間 45 分の職員については、4 時間程度とすること。

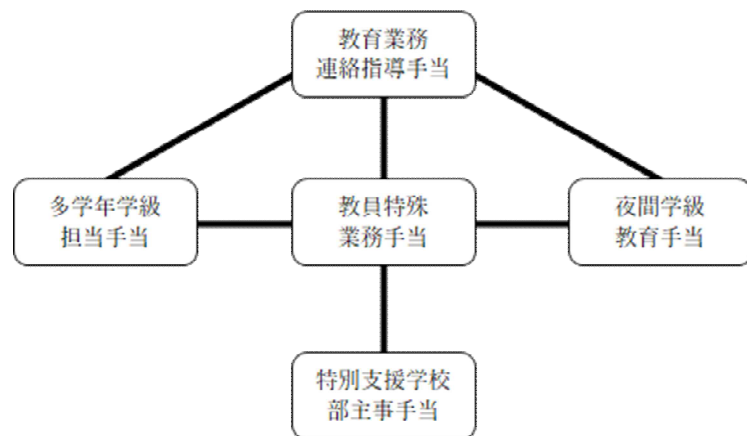
なお、年次有給休暇その他の休暇等を承認され、その日の勤務時間の一部を勤務しなかった場合においても、その日の勤務時間のうち対象業務時間が 2 分の 1 以上であれば手当を支給できること。

（4）手当の請求方法等

支給規則第 7 条別表第 2 の 6 の規定による特殊勤務に従事し、手当を請求する場合には、別紙様式 1 「特殊勤務実績簿」（その他の手当欄）に記載するとともに、その日数等を確認のうえ、月例報告を行うこと。総務事務集中化システムを使用する職員の月例報告は総務事務集中化システムによる月締処理により行うこと。

6 特殊勤務手当の併給について

教育職員の特殊勤務手当の併給については、支給規則第7条第3項の規定にかかわらず、下図に示す併給が可能であること。



注： は併給があることを示す。

7 その他の特殊勤務手当の請求方法等

略

8 質疑応答集について

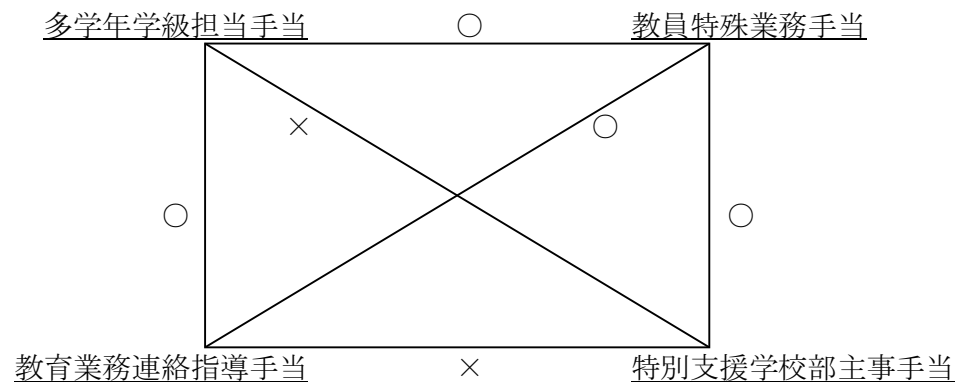
略

9 施行日

この通知は平成19年4月1日から、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年高知県条例第19号）の施行に伴う5の追加は令和3年4月1日から施行する。

5 特殊勤務手当の併給について

教育職員の特殊勤務手当の併給については、支給規則第7条第3項の規定にかかわらず、下図に示す併給が可能であること。



注：○は併給があることを示す。
×は併給がないことを示す。

6 その他の特殊勤務手当の請求方法等

略

7 質疑応答集について

略

8 施行日

この通知は平成19年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新	旧
特殊勤務手当質疑応答集 (部活動指導手当) ～ (教育業務連絡指導手当) 略 (夜間学級教育手当) 問29 担当業務時間は「4時間程度」とされているが、4時間未満である場合は対象とならないか？ (答) 担当業務時間が3時間30分以上あれば、対象としてよい。 問30 夜間学級に在籍する生徒を対象とした学校行事等に出席した場合、手当支給の該当になる職員は？ (答) 当該学校行事等に参加する時間（準備等にかかる時間を含む。）が、担当業務時間数の2分の1以上の職員のうち、夜間学級を担当することが校務分掌上明らかである職員に支給する。 問31 夜間学級を別棟に開設する中学校の校長が、別棟の校舎には常時勤務しない場合、手当は支給されるか？ (答) 原則として、別棟の校舎で勤務していない場合には支給されない。 ただし、通常勤務する校舎において、夜間学級に関する業務に従事することが明らかである場合のみ支給できる。 問32 夜間学級を置く中学校に兼務発令を受けた教諭等が、夜間学級の授業又は教育に関する業務に従事した場合、手当は支給されるか？ (答) 夜間学級が設置されている校舎において、夜間学級に関する業務に従事する場合は支給される。	特殊勤務手当質疑応答集 (部活動指導手当) ～ (教育業務連絡指導手当) 略